

東京高等裁判所民事第22部 御中
令和元年（ネ）第2762号 損害賠償等請求事件

公正な判決を求める要請書

本件原告の小林勝さんは中央学院大学に1993年以来26年間非常勤講師として働き、専任教員の義務とされている担当コマ数である週5コマを上回る6～8コマを担当してきました。現在でも週5コマの授業を担当していますが、月額賃金は17万円程度で、大卒の初任給にも及ばず、賞与も退職金もありません。人件費は230万円程度です。

一方、専任教員の平均人件費は1250万円であり、担当コマ数だけで比較した場合の、小林勝さんと専任教員との賃金格差は実に6倍近くにもなります。格差は研究室や研究費の支給の有無まで及んでいます。大学側は小林勝さんの優秀さを利用し、「専任教員化」を約束して、自分の専攻(経済学)とは全く異なる専門科目(法律・政治・社会学)の授業もいくつも担当させておいて、大学側がこの約束を反故にし続けて来たことは、一審裁判の過程(陳述書・証拠書類・証人尋問)ですでに明らかであり、原告に対する処遇が労働契約法20条違反であることは、明白であります。

原告・弁護団・支援する会は裁判闘争・団体交渉・大衆行動の三位一体の闘いを基調としながら、一貫して、一審の『小林勝専任化で解決するのが妥当』との和解判断を支持し、運動を展開して来ましたが、和解決裂を経て本年、5月30日一審判決はそれまでの裁判所の姿勢と陳述や証人尋問の中身に反して、被告側の形式論を鵜呑みにして「原告の請求をすべて棄却する」との不当判決でした。また、労働契約法20条関連の裁判における判断(判決)水準を無視するもので、この点からしても最低・最悪の判決と言わざるをえません。

原告・弁護団は一審の判決を不服として、6月10日、貴高裁に控訴し、追加陳述も含め2回の控訴審を経て結審し、今日に至っております。

貴高裁のご努力により「和解」での解決を模索されていますが、2月5日の判決の際には、一審の過ちを正し、原告の実績と約束不履行による賠償請求を認め、専任教員と非常勤講師の格差是正につながる公正な判決を要請いたします。

団体署名

20 年 月 日

団体名

代表者名

印

住所 〒

取り扱い団体：中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を支援する会

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2階 NPO 労働相談室内

TEL：070-6576-2071

FAX：03-5577-7263